氷見市農業委員会 定例総会議事録

(平成29年度 7月度)

1 日 時 平成29年7月3日(月)

開会:午後4時00分 閉会:午後4時40分

- 2 場 所 氷見市役所C棟3階 301会議室
- 3 出席委員 22名

1番 川上 悦男 2番 宮内 隆 4番 澤井 義昌 5番 片折 正明 6番 伊藤 清治 7番 田中 昭一 8番 寶住 與一 10番 前 建治 11番 寺山 正榮 12番 舟金 敏明 13番 石丸 清志 14番 関谷 博文 15番 北嶋 孝三 16番 飯野 健 17番 正保 哲也 18番 阿字野忠吉 19番 両國 明美 20番 木沢 孝子 21番 角地 富雄 22番 六田 敏夫 23番 藤林 久一 24番 江添 良春

- 4 欠席委員 なし
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について

第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与 える件

第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請につい て意見を付する件

追加議題 農地法第2条第2条による農地、非農地の判断(非農地 認定)について

6 職務のため出席した事務局等職員

4名

局 長 野村 佳作 農林畜産課長 茶木 隆之 主 査 清水 徹夫 臨時職員 嵐 由佳里

7 総会の概要

(事務局) ただいまから、平成29年度7月度定例総会を開催いたします。 それでは、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) ありがとうございました。

それでは、恒例であります農業委員会憲章の朗読を北嶋委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

……農業委員会憲章の朗読………

- (事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
- □議長(会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、
 - 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
 - 第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える 件
 - 第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意 見を付する件
 - 追加議題 農地法第2条第2条による農地、非農地の判断(非農地認定) について

です。

- □議長(会長) なお、本日、在任委員22名中、木沢委員と伊藤委員から遅れる旨連絡がありましたが、現在20名と過半数の出席により、本日の総会は成立していることを報告いたします。
- □議長(会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、前委員、 寺山委員にお願いいたします。
- □議長(会長) それでは、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定につきまして、事務局の説明を求めます。
 - (事務局) 第1号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定について、ご説明申 し上げます。

番号1~——の借受人及び貸付人の氏名、面積を朗読

以上、利用集積計画として、計——筆、設定面積———㎡を——名の貸し手について、利用権を設定するものです。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。よろしくお願いします。

- □議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手 をお願いします。
- □議長(会長) 異議がありませんか。

………異議なしの発声………

- □議長(会長) 異議がないと認め、第1号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定、 ——件について原案のとおり承認することとします。
- □議長(会長) 次に、第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を 与える件について、事務局の説明を求めます。
- (事務局) 第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請について許可を与え る件についてご説明いたします。

それでは、—ページをご覧ください。

申請農地は、氷見市**---番の田-筆、----㎡です。

譲渡人 氷見市**——番地(氏名**)から、譲受人 氷見市* *——番地(氏名**)へ所有権を移転するものです。

以上、今回の案件は、農地法第3条第2項各号に規定されている不許 可の要件に該当しておらず、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

□議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手 をお願いします。

………異議なしの発声………

- □議長(会長) 異議がないと認め、第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請 に対し許可を与える件について原案のとおり許可を与えることといた します。
- □議長(会長) 次に、第3号議題、農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に 対し意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。
 - (事務局) 第3号議題、農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に対し意 見を付する件、2件につきまして、説明申し上げます。 許可基準につきましては、後ほど説明申し上げます。

番号1、地区は――です。

譲受人が、氷見市**――番――号(有限会社**)、譲渡人は氷見市**――番地(氏名**)、申請地は、氷見市**――番、地目は登記、現況ともに畑で、面積は―――㎡です。

農地区分は、第1種農地で、転用目的が――、権利は――です。

番号2、地区は――です。

譲受人が、氷見市**――番地(氏名**)、譲渡人は氷見市** 番地(氏名**)、申請地は氷見市**――番、外―筆、地目は登記が 畑、現況は宅地、面積は――㎡です。

農地区分は、第2種農地で、転用目的が――、権利は――です。 この案件は、違反転用に該当していますので、始末書が提出されてい ます。

引き続き、許可基準について説明。

今回付された案件2件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いします。

□議長(会長) 質問を受ける前に、先般**月**日に行われました**委員と** 委員及び事務局員による現地調査について、報告を受けたいと思います。 **委員にお願いします。

> 今回の案件2件につきまして、隣接地との境界が確定していること、 転用後における用排水路及び周辺農地への影響に問題がないことを確 認いたしました。

> また、番号1番について隣接農地耕作者からの承諾書が添付されています。

2件ともに氷見市土地改良区からの同意書が、番号1番については西 条畑地かんがい土地改良区からの同意書が添付されております。

番号1番の案件については、既に農地以外に利用されており、違反転用にあたることから始末書の提出を求め、これを受理しております。

以上、今回の案件2件は、違反転用の案件もありましたが、原案のと おり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長(会長) 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

………異議なしの発声…………

- □議長(会長) 異議がないと認め、第3号議題 農地法第4条及び5条の規定による 許可申請に対し意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当 の意見を付して進達することとします。
- □議長(会長) 次に、追加議題 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断(非 農地認定)について、事務局の説明を求めます。
 - (事務局) 追加議題 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断(非農地認定)について、説明申し上げます。

地区は——です。

申請人が、氷見市**—番地(氏名**)、申請地は、氷見市**番、—番。地目は、登記が畑、現況は山林で、面積は2筆で—㎡、目的は非農地認定による非農地通知書交付申請があったものです。

調査したところ、登記上の地目は畑となっていますが、現地にはスギ 等が植栽されており、農地としての原状復旧は困難と思われ、非農地と 認定できるものであります。 今回の交付申請につきまして、土地所有者に対して非農地である旨の 非農地通知書(別紙)を交付するものです。

今回、付された案件につきまして、非農地通知書を交付してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- □議長(会長) 質問を受ける前に、先般*月*日に**委員、**委員及び事務局員 による現地調査につきまして、**委員から報告を受けたいと思います。

現地については追加資料の写真のとおり、スギ等が植栽されていた状態であることを確認いたしました。

現地の状況から、今後、農地としての原状回復は困難と判断いたしました。

今回の件について、非農地として判断したことをご報告いたします。

□議長(会長) 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

- □議長(会長) 異議がないと認め、追加議題 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断(非農地認定)について、原案のとおり非農地と認定することとします。
- □議長(会長) 以上で本日の付議案件は、全て審議されました。
- □議長(会長) 退任のあいさつ

これで、氷見市農業委員会7月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年7月3日

議 長

署名委員

署名委員